

保険業法等の一部を改正する法律案の趣旨と概要

【改正の趣旨】

自発的な相互扶助を基礎として特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業（いわゆる自主共済）の中には、営利を目的とせず、保険会社では提供しにくい特定のリスクに対応した保険や低廉なリスクの移転の手段を提供するといった、特定のニーズに対応した商品提供の担い手として一定の社会的意義を有する（当該事業の実施が特に求められる）ものがある。

そこで、このようなもののうち国により当該事業の実施を構成員の自治に委ねることが適当であると認められた団体が行うものについては、保険業法の「保険業」とは別に、これを行うことができるようにする必要がある。

【改正案の概要】

1 保険業法の一部改正

- (1) 内閣総理大臣（金融庁長官）の認定を受けた社団法人（法人でない社団で代表者の定めのあるものを含む。）が、その構成員又はその親族（配偶者並びに2親等以内の血族及び姻族）を相手方とする少額短期（保険金額千円以内・保険期間2年以内）の保険のみの引受けを行う事業を、「保険業」から除く。
- (2) 認定基準は、次のとおりとする。
 - ①構成員又はその親族の福祉を増進するための事業を行うことを主たる目的とし、かつ、営利を目的としないこと。
 - ②当該社団法人が行う保険の引受けの事業が当該社団法人の主たる目的である事業と密接な関連を有すること。
 - ③当該社団法人が行う保険の引受けの事業の適正な実施を確保するための構成員による必要かつ適切な監督が行われること。
- (3) 認定は2年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う。
- (4) 内閣総理大臣（金融庁長官）は、認定（認定の更新を含む。）を受けた社団法人について認定基準のいずれかに適合しなくなったと認められるとき又は不正の手段により認定を受けたときは、その認定を取り消す。
- (5) 内閣総理大臣（金融庁長官）は、認定又はその取消しに関し必要な調査をすることができる。
- (6) 不正の手段により認定を受けた者は、3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 平成17年改正法附則の一部改正

- (1) 経過措置として特定保険業を行うことができることとされている期間を1年間延長し、平成21年3月31日までとする（特定保険業を行うことができる間に1による認定の仕組みが導入されるようにする）。
- (2) 特定保険業者が認定を受けた場合には、当該特定保険業者は、既に引き受けている保険契約のうちその構成員を相手方とする少額短期の保険契約については、他の保険会社等に移転する必要はなく、引き続き保有することができる。